

「114 バンキングアプリ基本利用規定」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、2025年5月26日より「114バンキングアプリ基本利用規定」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

- 「新」欄：追加・修正箇所を赤字で表示（項番変更等軽微な修正は除く）

旧	新
第 12 条 振込取引 3. 振込依頼の訂正・組戻し ① 利用規定第 9 条第 2 項に従い振込取引の依頼内容が確定した後は、依頼内容を変更すること（以下「訂正」といいます）、または依頼を取りやめること（以下「組戻し」といいます）はできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて組戻しの依頼を受付ける場合には、店頭にて書面により受付けます。この場合、第 1 項第 2 号の振込手数料および消費税は返却しません。なお、組戻しについては、当行ホームページに掲載する所定の組戻手数料および消費税をいただきます。	第 12 条 振込取引 3. 振込依頼の訂正・組戻し ① 振込指定日を受付日の翌営業日以降で指定した振込（以下「予約振込」といいます）については、依頼を取りやめること（以下「組戻し」といいます）ができます。ただし、組戻しができるのは次のすべてに該当した場合に限ります。 A) 本アプリで受付けした予約振込 B) 組戻し期限内（振込指定日の 8 : 15 まで）であること ② 前号を除き利用規定第 9 条第 2 項に従い振込取引の依頼内容が確定した後は、依頼内容を変更すること（以下「訂正」といいます）、または組戻しはできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて組戻しの依頼を受付ける場合には、店頭にて書面により受付けます。この場合、第 1 項第 2 号の振込手数料および消費税は返却しません。なお、組戻しについては、当行ホームページに掲載する所定の組戻手数料および消費税をいただきます。

第 15 条 定期預金取引 3. 取引実施日 本アプリにおける定期預金口座開設・預入・支払の取引実施日は、原則として受付日当日とします。ただし、取引依頼を受付けた時点で当行所定の時限を過ぎている場合は、当日または翌営業日を取引実施日として取扱います。	第 15 条 定期預金取引 3. 取引実施日 本アプリにおける取引実施日は、原則として受付日当日とします。ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の当日取扱時限を経過している場合または受付日が銀行休業日の場合は、「翌銀行営業日扱」とし、翌銀行営業日に「入金指定口座」あてに入金処理を行います。また、「入金指定口座」が定期預金の場合、依頼内容の確認時点が当日取扱時限内であっても、当日処理時限を経過して受付けた取引は、翌銀行営業日に受付日付で入金処理を行います。ただし、受付日が銀行休業日の場合は、「翌銀行営業日扱」とします。
第 16 条 自動つみたて定期預金取引 3. 取引実施日 本アプリにおける自動つみたて定期預金口座開設・預入・支払・自動振替契約の変更、解除の取引実施日は、原則として受付日当日とします。ただし、取引依頼を受付けた時点で当行所定の時限を過ぎている場合は、当日または翌営業日を取引実施日として取扱います。	第 16 条 自動つみたて定期預金取引 3. 取引実施日 本アプリにおける取引実施日は、原則として受付日当日とします。ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の当日取扱時限を経過している場合または受付日が銀行休業日の場合は、「翌銀行営業日扱」とし、翌銀行営業日に「入金指定口座」あてに入金処理を行います。また、「入金指定口座」が定期預金の場合、依頼内容の確認時点が当日取扱時限内であっても、当日処理時限を経過して受付けた取引は、翌銀行営業日に受付日付で入金処理を行います。ただし、受付日が銀行休業日の場合は、「翌銀行営業日扱」とします。